



青森県

新着情報

Google 提供



メニュー

現在の位置： [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [財務部](#) > [税務課](#) > 【ご注意】県産品の送付対象となる寄附金額コースの変更について（あおりふるさと寄附金）

関連分野： [県税・税金](#)

更新日付：2024年10月10日 [税務課](#)

## 【ご注意】県産品の送付対象となる寄附金額コースの変更について（あおりふるさと寄附金）

青森県では、ご寄附をいただいた県外在住の方を対象に、A～Cコースの区分で寄附額に応じて県産品をお送りしていましたが、

この度、11月1日金曜日の受付分から、D～Fコースを新設した上で、各コースの県産品の送付対象となる寄附金額を変更することといたしました。

これに伴い、一部の県産品の送付対象寄附金額が変更となります。

### 変更後の県産品送付対象寄附金額コース

	変更前	変更後
Aコース	13,000円以上26,000円未満	13,000円以上
Bコース	26,000円以上39,000円未満	16,000円以上
Cコース	39,000円以上	18,000円以上
Dコース（新設）		24,000円以上
Eコース（新設）		30,000円以上
Fコース（新設）		39,000円以上

なお、コース変更後の寄附金額における送付対象県産品の一覧は次のとおりです。  
令和6年度版 あおりふるさと寄附金リーフレットと併せてご確認ください。

- [あおりふるさと寄附金 県産品リスト（令和6年11月1日以降） \[137KB\]](#)
- [令和6年度版 あおりふるさと寄附金リーフレット \[1509KB\]](#)

### 変更前の県産品送付対象寄附金額でのお申出の取扱い

変更前の県産品送付対象寄附金額でのご寄附を希望される方は、令和6年10月31日木曜日23時59分までにお申出が完了している必要があります。

このため、お申出方法ごとの受付期限を次のとおりといたします。

## ポータルサイトからのお申出

### ふるさとチョイス

令和6年10月31日木曜日23時59分までにお申出のあったご寄附については、変更前の県産品送付対象寄附金額で受付いたします。

令和6年11月1日金曜日0時以降のお申出につきましては、変更後の寄附金額でのお取扱いとなります。

### さとふる

令和6年10月31日木曜日16時59分までにお申出のあったご寄附については、引上げ前の県産品送付対象寄附金額で受付いたします。

なお、さとふる受付ページ改修のため、令和6年10月31日木曜日17時から11月1日金曜日9時59分までの間、寄附の受付を停止いたします。予めご了承ください。

令和6年11月1日金曜日10時以降のお申出につきましては、変更後の寄附金額でのお取扱いとなります。

## 電子申請・届出システムからのお申出

令和6年10月31日木曜日23時59分までにお申出のあったご寄附については、変更前の県産品送付対象寄附金額で受付いたします。

令和6年11月1日金曜日0時以降のお申出につきましては、変更後の寄附金額でのお取扱いとなります。

## 寄附申出書によるお申出

申出日が10月31日木曜日以前の日付で、11月8日金曜日までに本県に届いた寄附申出書は、変更前の県産品送付対象寄附金額で受付いたします。

11月9日土曜日以降に本県に届いた寄附申出書につきましては、変更後の寄附金額でのお取扱いとさせていただきます。

ふるさと青森応援サイト  
トップページに戻る

### 関連ページ

- [あおりふるさと寄附金（青森県へのふるさと納税）のお申込み](#)
- [あおりふるさと寄附金手続の流れ](#)

### この記事についてのお問い合わせ

青森県財務部税務課  
電話：017-734-9064（直通） FAX：017-734-8008

お問い合わせ

このページを印刷する

この記事シェアする



フォローする



チャットボットに質問する

## 青森県庁

郵便番号：030-8570

住所：青森県青森市長島一丁目1-1

電話：017-722-1111(大代表)

開庁時間：8時30分から17時15分

(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。



- このサイトについて
- サイトマップ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権・リンク等
- アクセシビリティ
- 画面表示の変更など
- Foreign Language
- よくある質問

© [Aomori Prefectural Government](#)

